後期高齢者医療制度②

(保険証・医療費の自己負担について)

保険証の更新について

現在、使用している保険証の有効期限は、7月31日までです。8月1日から使用できる保険証を、7月中旬から簡易書留郵便で送付します。

- ※ 年度途中で75歳になり加入する方は、75歳になる月の前月に簡易書留郵便で送付します。
- ▽保険証の色が、青色から橙色に変わります。
- ▽保険証は、有効期限を過ぎると使用できません。8月1日以降に医療機関などを受診する際は、必ず新しい保険証を 提示してください。
 - ※ 期限が切れた保険証は、8月以降に役場へお越しの際に返却していただくか、自身で破棄してください。

医療費自己負担割合について

8月から翌年7月までの医療費の自己負担割合は、世帯の前年所得をもとに判定します。ただし、判定後に所得更正(修正)や世帯員の異動(死亡、転入、転出など)があった場合などは再判定を行うため、負担割合が変わることがあります。詳細は問い合わせいただくか町ホームページを確認してください。

区分	該当者	負担割合
現役並み所得のある方	同一世帯に市町村民税の課税所得が145万円以上ある被保険者がい る世帯の方	3 割
一般Ⅱ	現役並み所得に該当しない課税所得28万円以上の世帯の方で、年金収入+その他合計所得金額が次の一定額を超える方 ①被保険者が1人の世帯:200万円以上 ②被保険者が2人以上の世帯:320万円以上	2 割
一般 I	「現役並み所得のある方」、「一般II」、「区分II」、「区分I」に該当しない方	1割
区分Ⅱ	市町村民税非課税世帯で、区分Iに該当しない方	1割
区分 I	世帯全員の各種所得(給与所得については、税法の規定により計算した金額から10万円を控除した金額(その金額が0円を下回るときは0円)とし、公的年金については控除額を80万円で計算)が0円の方または、世帯全員が市町村民税非課税で、被保険者本人が老齢福祉年金を受給している方	1 割

▽「現役並みの所得のある方」(3割負担)と判定された場合でも、次の場合1割または2割の適用になります。

生年月日が昭和20年1月2日以降の被保険者がいる世帯

世帯の被保険者全員の旧ただし書所得の合計額が210万円以下のとき

▽次の場合は申請により翌月(申請日が1日の場合は当月)から1割または2割の適用になります。

① 被保険者が1人の世帯

⇒ 被保険者の収入額が383万円未満のとき

被保険者が1人で、その被保険者の収入額が383万円以 上であって、かつ同じ世帯に後期高齢者医療制度以外の 医療保険に加入している70歳から74歳の方がいる世帯

⇒ 被保険者と70歳から74歳の方の収入額の合計が520万円未満のとき

③ 被保険者が2人以上いる世帯

⇒ |被保険者の収入額の合計が520万円未満のとき